

平成28年第8回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年7月5日(火曜日) 14:10～14:50
(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 29人

第1番	篠原浩司	第17番	高橋敬雄
第2番	真木増次郎	第18番	曾我部英敏
第3番	久枝啓一	第19番	近藤上修
第4番	桑山尚久	第20番	篠原修
第5番	山本健十郎	第21番	加藤喜三男
第6番	村上勝利	第22番	小野春雄
第7番	藤田幸正	第23番	合田有良
第8番	小野輝雄	第24番	村尾浩一
第9番	寺尾俊行	第25番	松木忠夫
第10番	小野義尚	第28番	岡部正明
第11番	高橋繁	第29番	岡部充
第12番	神野賢二	第30番	加藤武雄
第13番	矢野重明	第31番	山下元
第14番	守谷博明	第32番	福田満壽夫
第15番	古川一豊		

(2) 欠席委員 2人

第16番	秦昭一	第26番	高橋征三
------	-----	------	------

3 会議に出席した事務局職員

(1) 農業委員会事務局職員

事務局長	戸張博司	事務局次長	横川俊彦
農政係長	山之内奈緒美	臨時職員	中山麻美

4 傍聴者

なし

5 会議に付議した事項

議案第1号 「法改正に伴う次期農業委員会運営事項について」

横川次長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告致します。

在任委員31人、出席委員29人でございます。よって、「過半数に達しており」この会が成立していることを御報告致します。

それでは、小野会長、よろしくお願ひいたします。

小野会長

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから、第22期 第8回 新居浜市農業委員会 総会を開催いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、本日の総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において 曾我部 英敏 委員と 近藤上 委員を指名いたします。御両名よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に移ります。本日は議案が1件となっております。

それでは、総会資料1ページをお開きください。

議案第1号「法改正に伴う次期農業委員会運営事項について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

横川次長

それでは、法改正に伴う次期農業委員会運営事項についてご説明いたします。

農業委員会に関する法律が改定されると共に、農地利用最適化推進委員を委嘱することが義務付けられました。これにともない、委員定数や推薦応募地域を決定する必要があります。

また、農業委員会規程・会議規則の改定、部会の廃止、及び委員報酬の決定など、次期農業委員会の運営に関し定める事項が数多くあります。

これらの事項につきましては、条例及び規則で定める必要があります。特に農業委員については法で市長が選定し、任命すると定められており、今後、市長部局が規則の上程を行う予定です。また農業委員会が策定した規則・規定について、市長部局と協議を行う必要があります。関連する話し合いの中で農業委員会の意向を示すことが重要であることから、本日の総会において、新居浜市農業委員会の総意を取りまとめ

たいと考えております。

まず、新規策定が必要な委員定数及び推薦応募地区についてです。これまで農政部会を中心に、委員の皆様から頂きましたご意見につきまして、6月6日と6月27日に開催した役員会での検討結果をまとめたものが2ページから4ページの資料でございます。また5ページから20ページにつきましては、条例規則・農業委員の推薦応募が定数を超えた場合に対応する農業委員候補者評価委員会の運営要綱がこのようなものになるであろうという、例示です。

なお掲載しております条例及び規則等は、例示でございますので、今後の話し合い・調整の中で変更がある場合もございますのでご了承ください。

まず、委員定数は農業委員が19人、農地利用最適化推進委員が15人としております。これは法定上限数と同数でございます。

次に推薦応募地区と地区ごとの定数でございますが、農業委員については、3ページ別紙1の表のようになっております。地区につきましては、これまで行った選挙人名簿登載者調査や農地台帳調査の調査を基に、地縁関係を考慮してほぼ農協支所単位としております。

第一地区は農協支所と言いますと、本所及び金子・高津・垣生です。同じく第二地区は、神郷・多喜浜及び大島、第三地区は船木・泉川・角野及び別子山・第四地区は中萩・大生院です。各地区の定数は右の定数欄に記載しております。

この他農業者等が組織する全市を活動地区とする団体、法8条第6項に定める利害関係を有しない者について、新居浜市全域を推薦応募対象地として、それぞれ1人の定数を設定しております。

尚、農業委員の選出地区と地区定員は、法で公表する定めのないことから、公表の対象ではない農業委員候補者評価委員会運営要綱で規定した方が、市民の誤解を招かないのではないかな等の意見もあり、今後協議を進めていきたいと考えております。

農地利用最適化推進委員につきましては、4ページの別紙2の表のようになっております。

10の地区につきましては、先ほどご説明しました農協の

10の支所を基本に割り当てており、各地区の定数は右の定数欄に記載しております。

次に農業委員会規程・会議規則の改定、部会の廃止等現在の規則・規定の改定についてです。法改正の内容を反映した改正案を、21ページから25ページに例示しております。主な内容としては、会議と農地利用最適化推進委員の関係、会長互選の方法の決定、部会関連事項の削除等です。

今回大幅な変更がございますので、話し合い・調整の中で、形式の変更として、規則によっては現在の規則を廃止し、新規に新しい規則を制定する場合等も考えられます。

最後に委員報酬についてですが、農業委員と推進委員の報酬について、役員会では報酬総額の変更は行わず、会長・会長代理を現状維持とし、農業委員と推進委員の報酬は同額という案になっております。次期農業委員会では総数が2名増加することから、委員報酬については減額ということになっております。法的に推進委員には、総会出席の義務はありませんが、農地・農政等の情報を共有する必要があることから積極的な参加をお願いし、共に新居浜市の農業の発展に寄与することに対する報酬であることが理由でございます。

以上で説明を終わります。

小野会長

ありがとうございました。議案第1号「法改正に伴う次期農業委員会運営事項について」ただ今、事務局から説明がございましたが、このことについて、御意見・御質問等ございませんか。

どうぞ、山本委員。

山本委員

農業委員の現状の第一地区の定数を教えて頂きたいのが一点。もう一つが農業委員と推進委員の役割がどのようなものか、それ次第では報酬が同額でも構わないと思うのですが、その辺りの基本的な考え方をしっかりとお話を伺いたい。

横川次長

ご説明をいたします。

まず、先ほどの支所割の関係で申し上げますと、本所・高津・垣生の第一地区が現況では7、神郷・多喜浜が現況4、船木・角野・泉川で現況8、中萩・大生院が現況6となっております。

小野会長

最適化推進委員は、本所・高津・垣生で3、神郷・多喜浜で3、船木・泉川・角野で5、中萩・大生院で4です。

農業委員と最適化推進委員の仕事の内訳といたしましては、農地法3条・4条・5条の審議をするのは農業委員であり、ほかの事については農業委員・推進委員も変わらないと考えております。

戸張局長

少し補足をさせていただきます。基本的には先ほど会長がおっしゃりました通り、農業委員は3条・4条・5条の審議を行うとなっております。推進委員は、それはいいのですが、現場における地域農業の、例えば農地の貸借・あっせん等を中心に農業委員より前にでていただければと考えております。これは、法の中で推進委員のやる事が決められておりますので、それに従った事務をして頂こうと思っております。つまり、推進委員については実動部隊と考えていただければと思います。推進委員だけでは、おそらくまとまらないと思いますので、そのフォローとして農業委員がいる、フォローと言いましても、同じ立場で仲介やあっせん等していただこうと考えております。ですので、今現在、農業委員にお願いしている業務と、新居浜ではほぼ内容は変わらないと農業委員会では認識しております。以上のことから、金額は同額にしても問題はないのではないかと考えております。

小野会長

他にございませんか。小野委員。

小野（春）委員

地区割の事なのですが、私の担当している第三地区を例で挙げさせて頂くと、船木から泉川・角野と、この中に別子山が入っているのですが、これまでの実地調査では別子山には行っていないのですが、今後は別子山の方にも調査に行かないといけないのでしょうか。ちょっと距離が余りにもあるのですが、事務局の考えをお聞かせ願いたい。

小野会長

今までは、別子山については、協力員という形でして頂いておりました。それと同じようになろうかと思えます。

戸張局長

別子山・大島につきましては、地元の協力員さんをお願いしまして、実務としては事務局側が担当するという形ですすめていかざるを得ないと考えております。

小野（春）委員

別子山から1名の農業委員と推進委員を出さないといけないという別枠ではなく、今まで通り協力員さんということによろしいのでしょうか。

戸張局長

今回の制度改正から、個人の応募も出来るようになっておりますので、私共から応募をとめることはできませんので、

もし、別子山・大島から応募があればその方達も農業委員や推進委員の候補者になることはできます。ただそれは、定員オーバーする場合にはどうなるのか、という問題もありますし、色々なことが考えられますけども、現状では委員が出てくることはないのではないかと考えております。ですので、現在と同じように、地元協力員さんに地域の把握をお願いすることになるのではないかと考えております。

小野会長
合田委員

他にございませぬか。合田委員、どうぞ。

農業委員を選出する資格なんですけども、例えば、認定農業者を半数入れる、だとか、女性や青年をできるだけいれましょう等ありますが、この案の中にはそういったことに触れておりませぬが、このままでこういった条件が満たされることのできるのでしょうか。

戸張局長

事務局からお答えします。これについては、まず、女性の資格の問題なんですけども、改正法上、その制限が謳われておりませぬ。ただ、国の方針としては、女性参画の問題から必ず入れてほしいという強い要望がございませぬ。ですので、女性については、各種団体や現委員さんの方でいい方がいましたら、推薦をもって挙げて頂ければと考えております。資格要件につきましては、旧法では一反等の要件がありましたけども、改正法ではございませぬ。ですので、これをあえて、新しい条例規則に載せることは、法に載ってないことを載せることになるので難しいのではないかとということで、一応上部団体にもお伺いしたんですけども、どこの市町村も改正法で作る条例規則には載せておりませぬので、当然新居浜も載せることはできないということで、よろしくお願ひします。

合田委員

わかりました。確かに、女性や青年の分はできるだけそうしましょう、という促進候補ですよね。ですが、認定農業者の方はそうではないんですよね。そういうものを、どこかに明記しておかずに確保できるのですか。

戸張局長

認定農業者につきましては、新居浜市の場合は5名以上と、法律の中で定められております。それ以上であればいいので、条例規則で謳う必要はないと考えております。

合田委員

1から4まであるブロックの中でお任せしますということになれば、認定農業者であろうとなかろうと推薦されてくるのではないのでしょうか。この地区では1人は認定農業者を出

してください等、縛りをかけておくべきではないでしょうか。

小野会長

地区から何人出してくれというのは、認定農業者がいない地区等もありますので、現実問題難しい。現在、新居浜市には認定農業者は法人含めて33人おります。ちなみに、この農業委員の中には4人です。

横川次長

認定農業者が4分の1以上を必要とする型の中には、特例がございまして、ご家族の方であるとか、その指定されている法人の中で働いている従業員の方等も含まれますので、若干は増えるかと思えます。法律上、4分の1以上は認定農業者をいれる、それを下回る場合は、農林水産大臣の許可を必要とするとあります。自由な推薦応募を経てそれでも難しい場合はそういう措置をとりなさい、という規定になっておりますので、4分の1は認定農業者で縛りますよということを、条例または規則で作りますと、法律上問題が起こらないかという懸念があります。

合田委員

縛りなどない地域独自の推薦で行うと、自由な意見で推薦してきますよね。その中に、認定農業者の定数の規定などなかったら偏るのではないのでしょうか。

戸張局長

農業委員が次回19人に減るわけですが、この現農業委員の中の認定農業者4人がまた農業委員になれるか、といえば、現実的にそれもまだわかりませんよね。そういう状況の中で縛りをかけてしまったら、難しいような気もするわけです。ですので、4分の1以上であれば、新居浜市では5人がいるとなった場合に、次期農業委員会を担っていく意欲のある方達、認定農業者を含めて推薦していただくのが一番いいのではないのかと考えております。

合田委員

推薦の仕方というのが、地域によって違うと思います。規程などがあれば、それをよって推薦することができるかと思えます。それぞれが勝手に5名以上の推薦人をもって推薦します、としてしまうと、基準に満ちた認定農業者が候補にあがるのかと懸念しています。基準に満たないまま、結果がでてしまった場合、それは有効なのだろうか。

藤田委員

色々心配事もあろうかと思うのですが、地区で選んでいくなかで、横の繋がり等も含め、うまくやっていくしかないと思います。縛りをかけて明文化するわけにもいきませんし、広い気持ちで選んでいただくしかないのではないのでしょうか。

以前のように選挙であれば、資格があればそれをもって選挙となりますけども、今回は推薦をもって市長が任命するという事なので、各地区でうまく話をしていかないと、厳しいのではないかと思います。

曾我部委員

認定農業者が足りなかったら、農業に意欲のある人が出てきているのですから、その中から認定農業者の有資格者を協議してなっていたらいかがでしょうか。

合田委員

認定農業者にも、そう簡単になれるわけではないので、色々と条件があります。今でしたら、5年間の営農計画をだしてそれを申請して許可を得るわけですから、申請したからといってなれるわけでもないのです、そんなに簡単にはいかないと思います。

藤田委員

合田委員がおっしゃられることもわかるのですが、そんなにはっきりと明確にはなかなかできないと思います。

この地区には認定農業者がいるけれども、この地区にはいないなど、事務局とも色々と相談をしながら進めていってはどうだろうか。最初のことなので、色々と問題はあろうかと思えます。それをうまく調整しながら、3年の任期、次の3年と調整して、うまく制度が出来ていくようになればいいのではないかと思います。

小野会長

条例改正をして、これから各地区推薦があがってきます。その最前線に立っていただくのが、今ここにいるみなさんです。各地区に帰って、こういうことになったとご説明され、推薦する母体も拵えていただかないといけません。

山本委員

今の農業委員が中心になって、形を作っていかなければならないので、今日以外でも会合をもって協議をして決めていくしかないのではないかと思います。以上です。

小野会長

農業委員の推薦をしていく中で、最適化推進委員の推薦もしていただかねばなりません。現農業委員の担当地区の中から、農業委員と最適化推進委員を合わせた定数でうまくわけいただくのがベストな方法だと思います。

藤田委員

試行錯誤を繰り返しながら、制度を確立していくしかないのではないのでしょうか。今の制度も、試行錯誤の結果だと思います。これからも、試行錯誤を繰り返しながら、みんなで制度を作り上げていけばいいと思います。

合田委員

認定農業者をこれだけ選びなさい、というのは法律で明文

小野会長

化されているのですね。では、委員の選出結果が法律で明文化されていない結果になってしまった時にどうなるのか。

みなさんで情報を共有しながら、認定農業者の数を合わせていくしかないのではないのでしょうか。

他に御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、委員のみなさんにお諮りいたします。

議案第1号「法改正に伴う次期農業委員会運営事項について」の各項目について、農業委員会の意向として、今後関係部局との協議を進めるということで宜しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、皆様のご了解を得たと判断させていただきます。

以上をもちまして、第22期 第8回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

横川次長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により
ここに署名する。

新居浜市農業委員会総会



会 長

委 員

委 員